年　　月　　日

保 護 者 様

　　年　　組　　　　氏名　　　　　 　　　さん

学 校 長

**学校感染症による出席停止について（お知らせ）**

お子さんがかかっている（と思われる）下記の病気は学校保健安全法により、学校における感染症として指定されています。他の児童生徒にうつるおそれのある期間は、出席停止となり登校できません。

必ず医師の診断を受け、医師から登校しても良いと言われたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、登校してください。　（出席停止の期間は、欠席になりません。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 病名又は状況（該当を○で示す） | 出席停止の期間の基準 |
| 第１種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、　ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1）、~~新型コロナウイルス感染症~~　※「療養解除届け」使用 | 治癒するまで |
| 第２種 | ~~インフルエンザ様疾患（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）~~　※「療養解除届け」使用 | ~~発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで~~ |
| 百日ぜき | 特有のが消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまでせき |
| 麻しんましん | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、下腺又は舌下腺の腫が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風しんふうしん | 発しんが消失するまで |
| 水痘 | すべての発がかひ化するまで |
| 咽頭いんとう結膜熱 | 主要症状が消失した後２日を経過するまで |
| 結核 | 感染のおそれがなくなるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれがなくなるまで |
| 第３種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症　・溶連菌感染症　　　　　　　　・（　　　　　　　　） | 感染のおそれがなくなるまで |

---------------------------------（切り離さないこと）----------------------------

**登　校　許　可　証登　校　許　可　証**

上記の疾病については、感染症予防上に支障がないので、登校しても差し支えありません。

１　診　断　日　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

２　登校してもよいと認められる年月日　　　　年　　月　　日から

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医 師　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

主治医から、登校許可が得られましたので届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保護者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

柏崎市立柏崎小学校長　様